

平成25年太子町要綱第19号

太子町建設工事等町内業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太子町建設工事請負業者選定規程（昭和54年規程第2号。以下「規程」という。）に基づき、町内業者による競争入札における業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内業者 入札参加資格審査申請書の提出期間の末日において太子町内に営業所（建設工事にあつては法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有し、かつ、法人にあつては、その営業所が商業登記簿に記載されているものをいい、個人あつては、その代表者が太子町の住民基本台帳に記載されている者をいう。
- (2) 町内本店業者 町内業者のうち、本町と契約する営業所が本店である者をいう。
- (3) 町内支店業者 町内業者のうち、町内本店業者以外の者をいう。
- (4) 会社役員 商業登記簿に記載されている役員のうち監査役を除いた者をいう。

(業者の選定)

第3条 競争入札における入札参加業者は、規程第11条の規定を準用するものとする。

(入札参加の制限等)

第4条 有資格業者が次の各号の一に該当する場合は、入札に参加させないことができる。

- (1) 職員数又は技術者数の関係で、現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）を配置できない場合。なお、競争入札に付した工事における技術者等は、3か月以上の雇用関係にある者とする。
- (2) 町内業者の営業所（以下「営業所」という。）において、次に掲げる事項が確認できない場合。

ア 看板等によって事業所を特定する明確な表示があること。

イ 従業員が配置されており、営業に必要な事務機器等が設置されていること。

ウ ア及びイに掲げる事項が確認できない場合は、営業所において公的機関との契約実績があること。

(3) 有資格業者の責により、前2号の確認ができない場合。

2 有資格業者が次の各号の一に該当する場合は、同時に入札参加させないものとする。

(1) 会社役員が他の会社役員を兼任している場合

(2) 個人業者の代表者が会社役員を兼任している場合

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、町内業者の選定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。